

【 補足説明（2023年3月） 】

2023年度春学期より、「対面授業における感染拡大予防マニュアル」に基づく授業運営から通常の授業実施・運営に移行することとし、基本的な感染症対策（定期的な換気、手洗い等）を継続するとともに、感染予防の啓発により、学生がキャンパスに集い、対面でのコミュニケーションをとれる環境を一層整えてまいります。

本マニュアルは、4月1日に取り下げますが、授業の実施にあたっては、

- ・ 基本的な感染症対策は継続します。特に、教室内の換気（通気の確保・定期的な換気の徹底）に配慮する。
- ・ マスクの着用に関しては、学生・教職員とも個人の判断に委ねます。授業の運営上で必要な場合を除き、マスク着脱は個人の主体的な選択を尊重します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する疫学調査及び罹患・濃厚接触者の把握は、保健管理センターウェブサイト「報告フォーム」にて5月7日まで継続実施します。

【概要】 対面授業における感染拡大予防マニュアル (学生用)

Ver.11 (2023年1月18日更新)

1 感染拡大予防のための基本事項

換気の徹底

- ・ 常時または毎時2回以上の換気

人との距離の確保

- ・ 2mを目安に最低でも1m以上確保
- ・ 一席開けての着席

マスクの着用

- ・ 通学時、キャンパス内は必ずマスク着用
- ・ 不織布マスクを推奨

手洗い、消毒の徹底

- ・ 石鹸と流水による手洗いの励行
- ・ 手指の消毒

検温、健康管理

- ・ 通学前の健康チェック
- ・ 体調不良の際は自宅待機

2 対面授業について

(1) 対面授業受講にあたっての留意事項

■ 感染拡大予防に留意

- ・ 通学の際には会話を控える、混雑が予想される時間帯を避ける等

■ 遠隔授業受講用の自習スペースの設置

- ・ キャンパスや曜日・時限によって異なるため、以下のマニュアルや掲示を確認すること

■ 基礎疾患等による受講配慮

- ・ 詳細はインフォメ「お知らせ」を確認

■ 新型コロナウイルス関連による授業の欠席

- ・ 欠席届の発行が必要な場合は、各自、手続きすること
- ・ 詳細は以下のマニュアル、フローを確認すること

(2) 教室、体育館等の利用

■ 教室配当

- ・ 原則、「試験定員以下」の基準で教室配当
- ・ 可能な限り距離を確保し着席すること

■ 体育館、グラウンド等の実技

- ・ 少人数、距離を確保する等、可能な限り感染リスクを低減して実施

3 感染の疑いがある場合などの対応について

※巻末には場合分けした手続きフローがあるので要確認

発熱などの症状がある場合

- ・ 通学を控え必ず医療機関を受診する
- ・ [保健管理センターHP](#)から「[健康観察用紙](#)」をダウンロードして体調の記録をする
- ・ [体調不良報告フォーム](#)に入力する



濃厚接触者となった場合

- ・ 濃厚接触者と判断された日から自宅待機する
- ・ 授業への出席は停止
- ・ [保健管理センターHP](#)「[濃厚接触者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡する



新型コロナとなった場合

- ・ 治癒するまで授業への出席は停止
- ・ [保健管理センターHP](#)「[罹患者・陽性者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡する



同居する家族等が濃厚接触者の場合

- ・ 同居する家族等が濃厚接触者と判断された日から自宅待機する
- ・ 授業への出席は停止
- ・ 濃厚接触者が陰性であると判明した翌日から授業への出席を可能とする
- ・ 同居する家族等が、感染者となった場合には、上記の指定フォームを通じて保健管理センターに報告する

対面授業における感染拡大予防マニュアル
(学生用)

関西大学

Ver.11 (2023年1月18日更新)

はじめに

関西大学では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年1月に「新型コロナウイルス感染症に関する対策本部会議」を設置し、感染拡大防止策を検討・実施してきました。

本「対面授業における感染拡大予防マニュアル」は、対面授業の受講時に留意してほしい事項をとりまとめたものです。

対面授業を受ける全ての皆さんは、本マニュアルを参照のうえ、新型コロナウイルス感染拡大予防に十分に留意いただきますようお願いいたします。なお、本マニュアルのほか、各キャンパスや各施設が独自に定めるガイドラインやマニュアル等がある場合には、それも併せて確認してください。

1 感染拡大予防のための基本事項

(1) 換気の徹底

- ・ 各施設では、常時または毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開）窓を開放して換気を行ってください。天候や利用用途により常時窓を開放することが難しい場合には、可能な範囲での窓の開放や換気装置を用いた換気に努めてください。
- ・ 各施設では、扉の開放に努めてください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開）扉を開放して換気を行ってください。
- ・ 冷暖房装置を使用する場合にも、上記の換気を徹底してください。

(2) 人との距離の確保

- ・ 人と人との距離は、2mを目安に、最低でも1m以上を確保してください。
- ・ 会話をする際には、真正面を避け、飛沫がかからないように工夫してください。
- ・ 座席に着席する場合には、一席ずつ空けて座るなど可能な限り距離を確保してください。
- ・ エレベータは、利用者間の距離を1～2m確保して使用してください。乗っている間は会話を控え、密閉、密集、密接の3密を避けてください。

(3) マスクの着用

- ・ 通学時、キャンパス内および授業中は、必ずマスクを着用してください。
- ・ マスクは汚損や紛失する可能性がありますので、予備も準備してください。
- ・ 着用するマスクは、飛沫防止の観点から、不織布マスクを推奨します（ウレタンマスクは、吐きだし飛沫量を50%程度しか捕集できないため推奨しません）。
- ・ 熱中症予防等の観点から、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合にはマスクを外しても構いません。屋内外におけるマスク着用の判断については、厚生労働省「[屋外・屋内でのマスクの着用について](#)」を参考に、ご自身の体調や周囲の状況を踏まえて、適宜、柔軟に判断を行い、熱中症の予防等に努めてください。

(4) 手洗い、消毒の徹底

- ・ 正門およびすべての建物の入口にアルコール消毒液を設置しますので、手指を消毒してから入館してください。
- ・ 通学時、休み時間、昼食の前など、石けんと流水による手洗いを励行してください。
- ・ 複数の人の手が触れる箇所は、施設管理者などが最低1日1回の拭き掃除を実施しますが、完全消毒はできませんので手洗いを励行してください。

(5) 検温、健康管理

- ・ 通学前に自宅で体温を確認し、健康状態をチェックしてください。
- ・ 体調不良の場合は、キャンパスへの入構はできません。
- ・ 詳細は、本マニュアル「3 感染の疑いがある場合の対応について」を参照し対応してください。

2 対面授業の運営について

(1) 対面授業の受講にあたっての留意事項

- ・ 通学の際には、会話を控える、混雑が予想される時間帯を避けるなど、感染拡大予防に留意してください。
- ・ 次のとおり、学内で遠隔授業を受ける場合やデバイス等が充電できる自習スペースを設置します。キャンパスによっては、自習スペースが曜日・時限ごとに異なりますので留意してください。

キャンパス	学舎・建物	自習スペース
千里山キャンパス	第1学舎（1号館）	千里ホールA・B
	第2学舎（4号館）	BIGホール100
	第3学舎（4号館）	ソシオAV大ホール
	第4学舎（3号館）	3401～3403教室
高槻キャンパス	C棟・E棟	BYOD教室（TC206） コミュニティ・ルーム スタディ・ルーム
高槻ミューズキャンパス	西館	自習室、各階オープンスペース
堺キャンパス	A棟・B棟	日によって変わるため、キャンパス内にて掲示します

- ・ 基礎疾患を有しているなどの学生には、配慮申請手続きにより可能な限り配慮します。詳細は、インフォメーションシステム「お知らせ」を確認してください。
- ・ 学外で実習、フィールドワーク等に参加する場合には、利用施設等が定める感染防止マニュアルに従ってください。なお、感染拡大のリスクを低減する観点から、規模や内容の変更が生じる場合がありますので、授業担任者の指示に従ってください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症関連による授業欠席は、当面の間、「欠席届（新型コロナウイルス感染症関連）」の対象とします。なお、長期（2週間以上）の欠席が予めわかっている場合は、各学舎授業支援ステーションまたは各キャンパス窓口にご相談してください。
 - ① 学生本人が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合
 - ② 濃厚接触者と判断され、自宅待機等が必要な場合（同居家族等が濃厚接触者の場合を含む）
 - ③ 発熱や風邪症状があった場合
 - ④ ワクチン接種日
 - ⑤ ワクチン接種後に副反応等があった場合

- ・ 欠席届の発行は、インフォメーションシステム「欠席届申請システム」から必要事項を入力・申請のうえ、各発行窓口で手続きを行ってください。新型コロナウイルス感染症関連の欠席に関しては、最終頁「出席停止に関する対応まとめ」を確認してください。
- ・ 上記①～③による欠席届の発行には、事前に「報告フォーム」への登録、療養終了日や自宅待機終了日の報告等が必要です。詳細は、[保健管理センターHP](#)を確認してください。なお、③の手続きには、医療機関受診の証明書類や「健康観察用紙」証明書類の提出が必要になります。また、上記④、⑤による欠席届の発行手続きには、「ワクチン接種の証明書」が必要となります。

(2) 教室の利用

- ・ 対面授業を実施するにあたり、教室は原則として「試験定員（一定の間隔を空けて着席できる人数）以下」の基準で配当します（文部科学省 [「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」](#)を参考に柔軟に対応します）。
- ・ 授業中の着席の際、可能な限り距離を確保し、対面とならないようにしてください。なお、授業担任者から座席指定などの指示がある場合は、その指示に従ってください。
- ・ 授業前後および授業中も適宜、教室の換気を行いますので、窓の開放などに協力をお願いします。
- ・ 実習・実技や発話等が必要な授業、近距離で接触する場面が多い活動、向かい合っでの発話は、他の学生との十分な距離を空け、可能な限り感染のリスクを低減して行ってください。
- ・ PC 設置教室には、代替教室がないため飛沫感染防止の観点からパーティションを設置しています。
- ・ PC 設置教室には、除菌シートを配置していますので、間接的な接触感染防止のため、着席時に各自机やキーボードなどを拭いてください。なお、使用済みの除菌シートは、使用者が必ず廊下に設置してあるゴミ箱に捨ててください。
- ・ PC 設置教室の利用にあたっては、入退室時の手洗い、マスク着用を徹底してください。なお、マウスやヘッドセットなど各自が持参したのものも接続可能です。

(3) 体育館、グラウンド等の利用

- ・ 体育館、グラウンド等で体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染拡大のリスクを低減しながら、なるべく少人数で、十分な距離を空けて授業を実施します。
- ・ 体育館など屋内で体育の実技等を行う場合は、すべての扉、窓を開放し換気を行いますので窓の開放などに協力をお願いします。
- ・ 使用する用具等は、学生間で不必要に使いまわしをしないでください。

- 更衣については、更衣室に入室する人数やロッカー等の使用を制限します。各施設の利用にあたっては、独自に定めるマニュアル等の指示に従ってください。
- その他、「[社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」および[スポーツ庁、スポーツ関係団体のガイドライン](#)を参考に必要な取り組みを行います。

3 感染の疑いがある場合などの対応について

(1) 発熱などの症状がある場合（文末フロー①参照）

- ・ 発熱や風邪症状（呼吸器症状、倦怠感等）等がある場合には、[保健管理センターHP](#) から「[体調不良報告フォーム](#)」にて速やかに連絡するとともに、「[健康観察用紙](#)」をダウンロードして体調を記録してください。
- ・ 体調不良となった場合は、通学を控え、必ず医療機関を受診してください。受診した際、「いつから通学して良いか」を確認してください。出席停止期間は「症状発症日から医師の診断により通学可能となった前日まで」です。
- ・ 相談する先がわからない場合や夜間・休日には、「新型コロナ受診相談センター」にすぐに相談してください。

吹田市保健所	06-7178-1370	高槻市保健所	072-661-9335
堺市保健所	072-228-0239	大阪市保健所	06-6647-0641

- ・ 出席停止期間の授業欠席は、「欠席届（新型コロナウイルス感染症関連）」の対象とします。欠席届の手続きにあたって、出席停止期間終了日に出席停止期間の「健康観察用紙」と医療機関受診の証明書類（医療機関名と受診日がわかるもの（領収書など）の写真）を添付のうえ「[体調不良報告フォーム](#)」で報告してください。保健管理センターの確認の後に、「欠席届申請システム」から申請のうえ、各キャンパスの窓口で手続きをしてください。
- ・ 授業中に体調不良等を自覚した場合には、速やかに授業担任者に申し出てください。
- ・ キャンパス内で発熱や咳がある場合や体調不良と感じた場合には、マスクを着用のうえ、日常の通学手段を使って速やかに帰宅してください。ただし、ふらつきや強いだるさなどがあり、ひとりで帰宅が難しいと感じるときには、保健管理センターにその旨を申し出たうえで、可能ならば保護者に迎えを依頼するか、タクシー（自己負担）で帰宅してください。
- ・ 帰宅後は、不要不急の外出は避け自宅で療養してください（体温と症状を記録しておく）。また、保護者に体調のことを報告してください。
- ・ 相談の結果、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合には、専門医療機関の紹介が受けられます。かかりつけ医や同センターの指示に従い、公共交通機関の利用を避け、マスクを着用のうえ受診してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合、または濃厚接触者と判断された場合（文末フロー②③参照）

- ・ 大学が感染状況を把握するため、新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合には、本人（または保護者）から保健管理センターHP「[罹患者・陽性者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。

- また、濃厚接触者と判断された場合には、保健管理センターHP「[濃厚接触者報告フォーム](#)」にて速やかに連絡してください。
- 新型コロナウイルス感染症の陽性者となった学生は、入院または自宅等による療養となります。新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法施行規則第 18 条第 2 項の定める第一種感染症とみなされ、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。
- 感染者の濃厚接触者と判断された学生も出席停止となり登校できません。出席停止期間は、(PCR 検査が陰性の場合も含め) 所管官庁等により定められた期間(濃厚接触者と判断された日から自宅待機期間が終了するまで)です。
- 濃厚接触者となった場合において、家庭内感染の際には、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)または当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として、それ以外の感染の場合には、当該感染者との接触日を 0 日目として、いずれも 5 日間自宅待機(6 日目解除)とします。また、待機終了後も発症の可能性があることから、上記 0 日目に当たる日から 7 日間は必ず健康観察(検温や咳などの症状の確認)を行ってください。
- ただし、所管官庁等の通知により、上記 0 日目に当たる日から 2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キット([抗原定性検査キットは薬事承認されたもの](#))を必ず用いること)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から自宅待機の解除が可能です。学内の感染拡大防止を最優先に考え、できる限り原則の待機期間を遵守してください。
- 自宅待機期間の取り扱いについては、お住まいの自治体により異なる場合があります。必ず、地域の「新型コロナ受診センター」もしくは保健所に確認をしてください。
- 出席停止期間の授業欠席は、「欠席届(新型コロナウイルス感染症関連)」の対象とします。欠席届の手続きにあたっては、出席停止期間終了日に「[療養又は自宅待機終了時の報告フォーム](#)」を通じて終了日報告を行ったうえで、インフォメーションシステム「欠席届申請システム」から申請し、各キャンパスの窓口で手続きをしてください。
- 学生又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業等の措置は、公的機関と当該感染者の症状の有無、学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の必要性について、公的機関と十分相談のうえ判断します。措置内容は、ホームページ等で速やかにお知らせします。

(3) 同居する家族等が濃厚接触者と判断された場合(文末フロー④参照)

- 同居する家族等が濃厚接触者と判断された場合には、その日から自宅待機してください。

- ・濃厚接触者のPCR検査の結果等による安全性が確認されるまでの間は、出席停止とします。出席停止期間は、同居する家族等が濃厚接触者と判断された日から、陰性であると判明した日までです。
- ・同居する家族等が濃厚接触者となり、授業を欠席する場合には、保健管理センターHP [「濃厚接触者報告フォーム」](#) を通じて速やかに連絡してください。なお、濃厚接触者が陰性であると判明した場合には、翌日から授業に出席してください。
- ・同居する家族等の濃厚接触者がPCR検査の結果、陽性となった場合には、保健管理センターHP [「濃厚接触者報告フォーム」](#) に再度登録してください。
- ・出席停止期間の授業欠席は、「欠席届（新型コロナウイルス感染症関連）」の対象とします。欠席届の手続きにあたっては、出席停止期間終了日に [「療養又は自宅待機終了時の報告フォーム」](#) を通じて終了日報告を行ったうえで、「欠席届申請システム」から申請し、各キャンパスの窓口で手続きをしてください。

(4) キャンパス内の消毒

- ・学生や教職員の感染が判明した場合には、当該感染者が活動した室内や器具・物品等の消毒を行います。

4 本件に関する問い合わせ

- ・本件に関する照会や質問は、新型コロナウイルス感染症に関する対策本部事務局 (fall2020@ml.kandai.jp) にお問い合わせください。

以 上

(2020年8月6日 初版)
 (2020年9月17日 更新)
 (2020年10月27日 更新)
 (2020年11月17日 更新)
 (2021年3月9日 更新)
 (2021年4月15日 更新)
 (2021年9月29日 更新)
 (2022年3月28日 更新)
 (2022年8月2日 更新)
 (2022年11月30日 更新)
 (2023年1月18日 更新)

①「体調不良」となった場合

体調不良

- 通学を控え必ず医療機関を受診する
- [保健管理センターHP](#)から「[健康観察用紙](#)」をダウンロードして体調の記録をする
- [体調不良報告フォーム](#)に入力する



必ずかかりつけ医や身近な医療機関を受診*

感染の疑い

あり

PCR検査等

感染の有無

陽性

②新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合のフローへ

*相談する先が分からない場合や夜間・休日は、以下の[新型コロナ受診相談センター](#)に相談してください。

吹田市保健所	06-7178-1370
高槻市保健所	072-661-9335
堺市保健所	072-228-0239
大阪市保健所	06-6647-0641

なし

医師等の指示に従い行動

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

陰性

医師等の指示に従い行動

【出席停止期間】
医師の診断により通学可能となった前日まで。

出席停止期間中の「欠席届」の発行

- 出席停止期間終了日に出席停止期間の「健康観察用紙」と医療機関の受診の証明書類（医療機関名と受診日がわかるもの（領収書など）の写真）を添付のうえ「[体調不良報告フォーム](#)」で報告
- 保健管理センター確認後に、インフォメーションシステム「[欠席届申請システム](#)」から欠席届発行申請を行い、各キャンパス窓口で手続き

「[欠席届申請システム](#)」から申請し、各キャンパスの窓口で欠席届の手続きをする

千里山キャンパス	第2学舎授業支援ステーション
高槻キャンパス	総合情報学部オフィス
高槻ミューズキャンパス	ミューズオフィス
堺キャンパス	堺キャンパス事務室

②新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合

新型コロナウイルスの陽性者
となった

療養終了するまで授業への出席停止
(この間の欠席等の手続きは[こちら](#)を確認)

保健管理センターに連絡

新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合は、保健管理センターHP「[罹患者・陽性者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



療養終了するまで授業への出席停止

- 必ず医師等からの指示に従い療養を行ってください。

療養終了後、授業への出席可能となる

- 医師等から出席可能となる日を確認してください。
- 授業担任者への個別連絡は不要です。

療養終了後、保健管理センターHP「[療養又は自宅待機終了時の報告フォーム](#)」から出席停止期間終了を報告する。



- 出席停止期間の欠席届の手続きを行う場合は、療養又は自宅待機終了時の報告フォームに入力する。

「[欠席届申請システム](#)」から申請し、各キャンパスの窓口に欠席届の手続きする

【申請窓口】

千里山キャンパス	第2学舎授業支援ステーション
高槻キャンパス	総合情報学部オフィス
高槻ミューズキャンパス	ミューズオフィス
堺キャンパス	堺キャンパス事務室

各授業の担任者に欠席届を提出

- 各授業担任者に欠席届を提出し、欠席した分の授業内容の取り扱いを確認する。

③「濃厚接触者」となった場合

濃厚接触者となった

濃厚接触者となった日から自宅待機

保健管理センターに連絡

濃厚接触者となった場合は、保健管理センターHP「[濃厚接触者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



PCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

感染の有無

陰性

陽性

②新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合のフローへ

【出席停止期間】

通学可能となった前日まで。

※原則5日間の待機となりますが、[指定の抗原検査キット](#)による検査で陰性を確認した場合には待機期間が短縮となることがあります。詳細は、マニュアルP.7を参照してください。

授業への出席可能となる

待機期間終了後、保健管理センターHP「[療養又は自宅待機終了時の報告フォーム](#)」から出席停止期間終了を報告する。



「[欠席届申請システム](#)」から申請し、各キャンパスの窓口にて欠席届の手続きする

千里山キャンパス	第2学舎授業支援ステーション
高槻キャンパス	総合情報学部オフィス
高槻ミュージックキャンパス	ミュージックオフィス
堺キャンパス	堺キャンパス事務室

④同居する家族等が濃厚接触者となった場合

同居する家族等が濃厚接触者となった

同居する家族等が濃厚接触者と判断された日から自宅待機する（授業への出席は停止）。

保健管理センターに連絡

同居する家族等が濃厚接触者となり、授業を欠席する場合には、保健管理センターHP「[濃厚接触者報告フォーム](#)」を通じて連絡してください。



同居する家族等の感染の有無

陽性

陰性

③「濃厚接触者」となった場合のフローへ*

*本人が濃厚接触者となった場合には、フローに従い「[濃厚接触者報告フォーム](#)」に再登録します

翌日から授業への出席可能となる

待機期間終了後、保健管理センターHP「[療養又は自宅待機終了時の報告フォーム](#)」から出席停止期間終了を報告する。



「[欠席届申請システム](#)」から申請し、各キャンパスの窓口に欠席届の手続きする

新型コロナウイルス感染症関連 出席停止に関する対応まとめ ※1

出席停止の要件	新型コロナウイルス感染症の陽性者となった	濃厚接触者と判断された※3	同居の家族等が濃厚接触者と判断された	発熱や風邪症状がある（学校保健安全法に定める感染症を含む）※4・※5
大学への連絡方法（※2）	罹患者・陽性者報告フォームへ登録	濃厚接触者報告フォームへの登録		体調不良報告フォームへ登録
出席停止期間	療養終了するまで（医師等の指示により、入院やホテル・自宅療養が終了するまで）。	（PCR検査が陰性の場合も含め）濃厚接触者と判断された日から、自宅待機期間が終了するまで。	同居する家族等が濃厚接触者と判断された日から、陰性であると判明した日まで。	登校を控え、必ず医療機関を受診してください。受診した際「いつから登校して良いか」を確認してください。出席停止期間は「症状発症日から医師の診断により登校可能となった前日まで」です。
出席停止期間中の健康観察について	医師等の指示に従い療養を行ってください。	所管官庁等により定められた期間自宅待機を行ってください。	毎日、検温を行い、体調観察をしてください。	保健管理センターのHPから「健康観察用紙」をダウンロードして体調の記録を取ってください。
健康観察中の注意点	医師等の指示に従ってください。	PCR検査が陰性、または受検なし→自宅待機継続 PCR検査が陽性→罹患者登録フォームへ登録	同居する家族等のPCR検査が陰性→登校可 同居する家族等のPCR検査が陽性→濃厚接触者報告フォームへ再度登録	受診先の医師の指示に従ってください。
出席停止に係る手続きについて	出席停止期間終了日に、「療養又は自宅待機終了時の報告フォーム」で終了日を必ず報告してください。 授業（欠席届発行）や試験（追試験受験許可申請）が必要な場合は、「新型コロナウイルス感染症関連及び学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合の出席停止手続きの進め方について」をよく確認して手続きを行ってください。			療養期間終了日に、「体調不良報告フォーム」で終了日を必ず報告してください。その際「健康観察用紙」と証明書類（学校感染症（インフルエンザなど）の場合には医療機関において証明された「感染症治癒・登校許可証明書」又は「診断書」、学校感染症以外の場合には、医療機関名と受診日がわかる領収書等）の写真をフォームから提出してください。提出物の内容を確認します。 授業（欠席届発行）や試験（追試験受験許可申請）が必要な場合は、「新型コロナウイルス感染症関連及び学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合の出席停止手続きの進め方について」をよく確認して手続きを行ってください。

※1 上記は2023年1月18日時点の取り扱いです。今後、所管官庁等が新たな指針等を示した場合には、その内容を踏まえて変更する場合があります。

※2 出席停止の要件を満たす場合には、必ず療養又は自宅待機終了前に報告フォームへ登録をしてください。登録内容は保健管理センターが確認を行います。登録内容確認を目的として直接電話連絡をする場合があります。

※3 濃厚接触者となった場合の対応に係る詳細は保健管理センターHP（https://www.kansai-u.ac.jp/hokekan/covid_002.html#title2）を確認してください

※4 近隣の医療機関においてすぐに受診先が見つからない場合には、新型コロナ抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）を使用しセルフチェックを行ってください。検査結果が「陰性」の場合には、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の可能性があるため、解熱した日を0日として3日目まで自宅療養してください（4日目から登校可能）。なお、発症日を0日として療養期間が7日間を超える（8日以上になる）場合や、申請が複数回になる場合には本取扱いは認められません。

※5 「近隣の医療機関においてすぐに受診先が見つからない場合」の出席停止に係る手続き方法については、保健管理センターHP「新型コロナウイルス感染症関連及び学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合の出席停止手続きの進め方について」を参照してください。